

「どんな職種があるの？」



福祉の職場にはさまざまな職種の人が働いています。それぞれの職種が専門性を発揮し、互いに協力・連携することで、利用者のその人らしい自立した生活をサポートしています。
自分がどんな立場で利用者とかかわっていききたいか、ぜひその参考にしてみてください。

- ：必須
- ：いずれか必須
- ▲：あると望ましい

	職種	仕事の内容	活躍の場所	求められる事の多い資格
介護の仕事	介護職員	高齢者福祉施設や障害者福祉施設で、食事や入浴、着替え、排せつなど、日常生活の介護を行います。その他に行事やレクリエーションなども行います。高齢者や障害者がその人らしく生きがいを持って生活できるよう支援します。	特別養護老人ホーム デイサービスセンター 障害者入所施設 など	▲介護福祉士 ▲介護職員初任者研修 ▲実務者研修
	訪問介護員 (ホームヘルパー)	高齢者や障害者の自宅を訪問し、日常生活の援助を行います。食事、入浴、排せつなどの身体介護と、食事の準備、洗濯、掃除、買物などの生活援助があります。高齢者や障害者が自宅で自立した生活が送れるよう支援します。	訪問介護事業所 など	●介護福祉士 ●介護職員初任者研修 ●実務者研修
保育の仕事	保育所の保育士	保育所で働く保育士は、子どもたちがすこやかに成長するよう保育を行います。子どもたちが食事やトイレ・睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、遊びを通して集団生活を身につけられるよう支援します。また、保護者に対しても、子育てに関する指導やアドバイスを行います。	保育所	○保育士
	児童養護施設等の保育士	乳児院・児童養護施設等で働く保育士は、施設で生活する子どもたちの親代わりとして、起床から就寝まで生活全般の世話をします。また教育・しつけ・社会的自立に向けた援助等も行います。このほか、子どもの親や学校・児童相談所等との連絡調整などを行います。	乳児院 児童養護施設 障害児施設 など	○保育士
相談・援助・調整の仕事	生活相談員	生活相談員は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域や施設で安心して生活できるよう、その方を取り巻く環境の調整を行います。利用者や家族からの相談に応じるほか、さまざまな職種間や関係機関との連絡調整を行います。	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム デイサービスセンター など	▲社会福祉主事任用資格 ▲社会福祉士
	生活支援員 (生活指導員)	生活支援員は、食事や入浴、排せつなどの援助を行うほか、相談援助や職業訓練・レクリエーションなどの日中活動を実施し、障害者が生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	障害者福祉施設 など	▲介護福祉士 ▲社会福祉士 ▲社会福祉主事任用資格 ▲介護職員初任者研修
	児童指導員	児童指導員は、社会的な養育が必要な子ども、母子家庭の親子、障害のある子どもが生活する施設などで、子どもがすこやかに育つよう指導援助・育成・代弁をするのが主な職務です。また学校や親との連絡・調整を行います。	児童養護施設 障害児施設 など	○児童指導員任用資格

	職種	仕事の内容	活躍の場所	求められる事の多い資格
相談・援助・調整の仕事	医療ソーシャルワーカー	医療ソーシャルワーカー(MSW)は主に病院で患者やその家族がかかえる課題についての相談援助を行い、療養に専念できる環境づくりを行います。入退院の手続き、入院中のトラブルへの対応、経済的問題の解決に向けた相談援助、退院後の復帰などをサポートします。	病院 (地域医療連携室など)	▲社会福祉士
	精神保健福祉士	精神保健福祉士は、精神障害者の社会復帰に関わる相談援助を行う専門職です。精神病院で働く精神保健福祉士は退院後の住居や再就労等についての助言・指導、生活管理・金銭管理・その他日常生活に適應するために必要な訓練などを行い、精神障害者の社会復帰をサポートします。	精神科病院 精神障害者施設 精神保健福祉センター など	○精神保健福祉士
	介護支援専門員	介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や特別養護老人ホームなどでケアプラン(介護支援計画)を作成し、実際にサービスを行う施設や事業所との連絡・調整などを行います。	居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 など	○介護支援専門員
	心理職	主に行政の相談所で、面接や観察、心理テストなどを通じて相談者(クライアント)の心理状況を把握し、カウンセリングなどを行います。	児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 など	臨床心理士
看護の仕事	看護職	福祉施設における看護師は、医療的なケアはもちろん、日常の健康管理や精神面、衛生面の管理を通して、利用者の毎日の生活を支援します。そのため、医師や介護職など他の専門職と協力することが大切です。	特別養護老人ホーム 訪問看護事業所 障害児施設 救護施設 など	●看護師 ●准看護師 ●保健師
リハビリテーションの仕事	理学療法士	理学療法士は、からだの機能に障害がある方に対して、運動療法や温熱・電気などを用いた物理療法、日常生活動作訓練などの理学療法を施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。	特別養護老人ホーム 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	○理学療法士
	作業療法士	作業療法士は、心身に障害がある方に対して、工作や手芸・家事などの「作業」や生活動作の訓練などを通して、身体機能の回復や維持を図ります。	デイサービスセンター 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	○作業療法士
	言語聴覚士	言語聴覚士は、失語症や難聴など言語や聴覚に障害のある方や、食べ物を飲み込むことが難しい方に対し、専門的な訓練・検査・指導・アドバイスを行い、機能回復や障害の軽減を図ります。	介護老人保健施設 障害児施設 病院 リハビリテーションセンター など	○言語聴覚士
栄養・調理の仕事	栄養士	栄養士は、福祉施設や病院などで利用者にあった献立を作成するほか、利用者の食生活や栄養に関して指導・アドバイスも行います。また、食材の発注・調理・予算管理・調理員へのアドバイス・調理施設の衛生管理なども担っています。	さまざまな 社会福祉施設 など	○栄養士
	調理師	栄養士が作成した献立にもとづき、実際の食事をつくります。衛生的に処理し、美味しく調理することはもちろん、利用者の年齢や状態に合わせて調理方法を工夫することも求められます。	さまざまな 社会福祉施設 など	▲調理師免許

「どんな職場があるの？」



福祉の分野には大きくわけて高齢者、障害者、児童、その他（地域、低所得者など）があります。ここでは高齢者、障害者、児童分野の代表的な職場を紹介しています。興味のある分野をご覧ください。

高齢者福祉分野

- 介護職員
- 生活相談員
- 看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 栄養士
- 調理員
- 訪問介護員
- 介護支援専門員
- サービス提供責任者
- 事務員

こんな人たちが働いています！



特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

寝たきりや認知症などにより常に介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方が入所する施設です。2015年4月から、入居対象者が原則65歳以上の高齢者で、介護認定を「要介護3」以上で受けている方となりました。食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練、相談援助、その他日常生活上の世話等を行います。

養護老人ホーム

環境上の理由および経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。日常生活で必要な援助を行います。

軽費老人ホーム (ケアハウス)

家庭環境、住宅事情等の理由により、自宅で生活することが困難な低所得の高齢者が低額な料金で利用できる入所施設です。食事や入浴などのサービスを提供します。

介護老人保健施設

病状が安定期にある高齢者が入所する施設です。医学的管理の下、介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をし、在宅生活への復帰を目指します。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活する住居（民家・アパート等）において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等を行います。

短期入所生活介護 (ショートステイ)

在宅で介護を受けることが一時的に困難になった高齢者に特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活で必要なサービスを提供します。

通所介護 (デイサービス)

在宅で介護を受ける高齢者にデイサービスセンター等に日帰りを通してもらい、食事や入浴等のサービスを提供するほか、機能訓練などを行います。

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

訪問介護員（ヘルパー）が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。

訪問看護

看護師等が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

居宅介護支援事業

在宅で介護を受ける高齢者に対し、ケアプランを作成し、実際にサービスを提供する事業者との連絡調整を行います。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・福祉・健康など様々な面から支援を行う総合機関です。(1) 総合相談支援、(2) 権利擁護、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援（高齢者のニーズや状態の変化に応じたケアマネジメント）、(4) 介護予防ケアマネジメントの4つの業務を行います。

小規模多機能型居宅介護

居宅にて介護を必要とする方に対して、居宅またはサービスの拠点に通わせるか短期間宿泊させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行います。

障害者福祉分野

- 介護職員
- 生活支援員 (指導員)
- 就労支援員
- 職業指導員
- サービス管理責任者
- 看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 栄養士
- 調理員

こんな人たちが働いています！



障害者支援施設

障害者に対し施設入所支援（夜間における食事・入浴・排せつ等の介護、生活に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援）と施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス（日中活動等）を行う施設です。

共同生活援助 (グループホーム)

障害者の高齢化・重度化に対応して、介

護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用することができるよう、平成26年4月から共同生活介護と共同生活援助が一元化されました。一元化後のグループホームには介護サービスが必要な方と不要な方が混在することになります。そのため、グループホーム事業者自らが介護サービスを行う（1）介護サービス包括型、グループホーム事業者自らは介護サービスは行わずに、外部に委託をする（2）外部サービス利用型の2種類があります。

居宅介護

障害児・者を対象に、在宅において食事・入浴・排せつ等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の支援を行います。

就労継続支援施設

就労を希望する障害者に対し就労の機会および生産活動の機会を提供する施設です。そうした活動を通じ、就労に必要な知識や能力の向上を目指します。

児童福祉分野

- 児童指導員
- 母子支援員
- 家庭支援専門相談員
- 保育士
- 看護師
- 心理士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 栄養士
- 調理員

こんな人たちが働いています！



児童養護施設

保護者の離婚や病気、虐待などの事情により家庭で生活することが困難な児童を入所させ、養護する施設です。日常生活から、学習、進学あるいは金銭的な問題まで指導や相談を行い、児童の自立を支援します。

乳児院

保護者の病気や死亡、離婚、虐待などの理由で家庭での養育が困難な乳児を入院させ、養育する施設です。乳児の健全な発育のため授乳・食事・おむつ交換等の養育のほか、精神発達の観察および指導なども行います。

児童自立支援施設

不良行為を行ったり、またそのおそれのある児童や、家庭その他の環境上の理由により生活指導が必要な児童を通所または入所させる施設です。生活指導や相談援助等を行い、児童の自立を支援します。

母子生活支援施設

配偶者のいない女性、またはこれに準ずる女性とその子ども（18歳未満）を入所させ、保護する施設です。経済的、社会的自立に向けて相談援助などの支援を行います。

保育所

就学前の子どもを持つ保護者が、仕事や病気等により子どもを保育することができない場合、保護者に代わって子どもを保育する施設です。

児童館

遊びや様々な活動を通して、児童の健全育成を図る施設です。主に18歳未満の子どもが対象となります。

認定こども園

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利

用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

児童発達支援

障害のある未就学児を対象にした通所施設です。療育や機能訓練に特化した施設、幼稚園や保育園の代わりにほぼ毎日通う施設とがあります。

放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行います。